

議案第66号

静岡市城北運動場条例の一部改正について

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例

静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,200円」を「1,220円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「900円」を「930円」に改め、同表備考1中「600円」を「610円」に、「300円」を「310円」に改め、同備考2（1）中「600円」を「610円」に改め、同2（2）中「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市城北運動場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市城北運動場の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。